

一般競争入札公告

(仮称)特別養護老人ホーム横川緑風園 移転新築工事請負契約に係る価格競争方式による一般競争入札を下記のとおり行うことについて、本入札に参加する者に必要な資格及び落札者決定基準を公告します。

令和6年1月12日

社会福祉法人希望ヶ丘福祉会
理事長 大久保 明子



1 入札に付する工事名等

- (1) 工事名 (仮称)特別養護老人ホーム横川緑風園 移転新築工事
- (2) 工事場所 鹿児島県始良市西餅田806-1他
- (3) 完成期限 令和7年1月31日(火)
- (4) 工事概要
構造等 鉄筋コンクリート造 3階建て
延床面積 2,066.81平方メートル

2 予定価格に110分の100を乗じて得た価格 落札決定後に公表

3 工事施工方式等

- (1) 本工事は、単体施工方式で行うものとする。

4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱(平成8年鹿児島県告示1402号。以下「要綱」という。)に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であって、特に定めがあるものを除き入札参加申込書の提出期限の日において、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、建築工事業について特定建設業の許可を有する者であること。

イ 要綱第3条の規定により、公告日において、建築一式工事に関しA級の格付を受けている者であること。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 入札参加申込書の提出期限の日から本工事落札決定の日までの間に、鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱(平成8年鹿児島県告示第450号)第3条、第4条又は第5条の規定による指名停止を受けている者でないこと。

オ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成23年9月27日制定)第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。

カ 本工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(ア) 本工事に係る設計業務等の受託者とは、次に掲げる者である。

(株)Dai建築DESIGN

(イ) 当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者とは、次の①から③に該当する者である。

① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

③ 上記①又は②以外の場合で、当該受託者との間において特別な提携関係があると認められる建設業者。

キ 公告日から入札参加申込書の提出期限の日までの間に、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは差し支えない。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

① 親会社と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合その他上記(ア)又は(イ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

ク 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる者であること。ただし、次に掲げる基準を全て満たす建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)の配置を条件により認める工事であって配置する場合は、この限りでない。

(ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 直接的かつ恒常的な雇用関係(入札説明書による入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料(以下申請書等)という。)の提出の日において連続3箇月以上直接的雇用関係にある者に限る。)にあること。

(ウ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証(建築)の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証等により監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しない者であることが認められること。

- (エ) 平成20年度以降、公共工事(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第2項に規定する国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事とする。以下同じ。)における建築工事の監理技術者、特例監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐又は現場代理人としての管理実績を有する者であること。
- (オ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の結果に基づき、鹿児島県の建設工事入札参加資格の認定を受け、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

(2) 資格要件

- ア 有資格決定通知書に記載された建築一式工事の総合評定値が920点以上であること。
- イ 平成25年度以降に元請として、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延床面積が2,000平方メートル以上の建築一式工事の新築、増築又は改築完成工事実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が15%以上のものに限る。)を有していること。
- ウ 平成25年度以降に元請として施工した、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延床面積が2,000平方メートル以上の建築一式工事の新築、増築又は改築完成工事(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率15%以上のものに限る。)において、現場代理人、主任技術者又は監理技術者としての施工経験を有し、本公告の日現在において、監理技術者資格者証(建築)の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証を有している者であって、連続して3月以上の直接的な雇用関係にあるものを、本工事に専任で配置できること。

5 落札者の決定方法

- (1) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) (1)において、最低の価格で入札した者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 落札者決定の日までにおいて、指名停止に関する要項に基づく指名停止又は暴力団排除対策要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者については、落札者とししない。

6 入札参加希望の申請方法等

- (1) 本工事の入札に参加を希望する者は、令和6年1月26日(金)午後5時30分までに、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類(以下「申請関係書類」という。)を添付し、「20 問い合わせ先」に掲げる場所まで直接持参し、提出しなければならない。
- なお、上記日時までに申請書及び申請関係書類を提出した者で、入札参加資格があると認められたものでなければ、本入札に参加することができない。
- ア 入札参加資格確認申請書
- イ 同種工事の施工実績
- ウ 主任技術者等の資格・工事経験
- エ 有資格決定通知書(写)
- ※ 技術資料(施工証明又はコリンズ、技術者資格者証等)
- (2) 申請関係書類の受付時間
午前9時30分から午後5時30分まで(正午から午後1時までの時間を除く)。
- (3) 申請関係書類の提出部数
各1部
- (4) その他
- ア 申請書及び申請関係書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- イ 提出された申請書及び申請関係書類は、返却しない。
- ウ 申請書及び申請関係書類において、虚偽の記載又は著しく不適切な記載がある場合は、本工事の入札に参加することができない。
- (5) 申請書及び申請関係書類の書式
申請書及び申請関係書類の様式は、鹿児島県で定める入札参加資格確認申請書及び同種工事の施工実績他申請等関係書類に準ずるものとし、「20 問い合わせ先」にて交付する。

7 入札参加資格の審査及び通知等

- (1) 入札参加資格は、提出された申請書及び申請関係書類により審査し、その結果は、令和6年2月2日(金)までに書面の郵送により通知する。
- (2) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から起算して5日以内に理事長に対して、入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。なお、説明を求める場合には、7(2)の受付時間内に「20 問い合わせ先」に書面を持参して行わなければならない。
- (3) (2)の説明を求められたときは、令和6年2月8日(木)までに書面により回答する。

8 設計図書等の閲覧等及び質疑応答

- (1) 本工事の図面、仕様書及び閲覧用設計書(以下「設計図書等」という。)は、本公告の日から令和6年2月14日(水)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の間、株式会社D a i 建築DESIGN(鹿児島市下荒田二丁目32-1)において閲覧に供する。
- (2) 設計図書等に関して質問がある場合には、質問事項を記載した質疑応答書を直接持参又は電子メールのいずれかの方法で提出しなければならない。ただし、電子メールによる場合は、「21 設計図書等の閲覧及び質疑応答に関する問い合わせ先」に掲げる問い合わせ先に送付した旨を電話で連絡しなければならない。
- ア 受付期間
本公告の日から令和6年2月14日(水)午後3時00分まで(直接持参による場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く)。
- イ 受付時間
午前9時30分から午後6時00分まで(正午から午後1時までの時間を除く)。
- ウ 受付場所
株式会社D a i 建築DESIGN(鹿児島市下荒田二丁目32-1)

エ 受付電子メールアドレス及び電話番号

「21 設計図書等の閲覧及び質疑応答に関する問い合わせ先」に同じ。

オ その他

設計図書等に関する質疑応答書の様式は、別に指定する様式により提出すること。なお、様式は設計図書等の閲覧の際に配布する。

(3) (2)に対する回答は、令和6年2月16日（金）午後1時から電子メールにより配布する。

9 現場説明会

実施しない。

10 入札の方法

(1) 入札は、紙入札により行う。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、3回とする。

11 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時 令和6年2月21日（水）午前11時00分

(2) 場所 特別養護老人ホーム横川緑風園（鹿児島県霧島市横川町中ノ5645-1）

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、免除とする。

(2) 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際に納付すること。なお、契約保証金は、契約履行後還付する。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に本法人を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

13 工事費内訳書の提出

(1) 本工事を落札した者は、入札書に記載される入札金額と一致する工事費内訳書を「20 問い合わせ先」の住所まで直接持参により提出すること。

(2) 工事費内訳書は、返却しない。

14 最低制限価格

設定する。

15 低入札調査基準価格

設定しない。

16 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 工事費内訳書を提出できない者の入札

エ 記名押印のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

オ 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札

カ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

キ 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札

ク 入札した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

ケ 明らかに連合によると認められる入札

コ 再度入札において、前回の入札の最低金額以上の金額による入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。

(3) くじによる落札者の決定においては、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

(4) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

17 入札・開札の延期

やむを得ない理由により、入札及び開札を行うことができないときは、入札及び開札を延期することがあり、この場合、入札参加資格者には別途通知する。

18 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、申請関係書類に記載した配置予定の監理技術者を専任配置できないという事実が確認された場合は、原則として、監理技術者の変更は認めず、契約を結ばないものとする。ただし、理事長が、やむを得ない理由があると認めるときは、4の(2)のウ又は(3)ウに掲げる資格要件を満たす他の監理技術者に変更することができる。

19 理事会の議決等

- (1) 本工事の契約については、落札者として決定された者と落札者の決定の翌日から起算して、5日以内に契約を締結するものとする。5日以内に落札者と決定された者と契約が締結できない場合は、落札者として決定された者と仮契約を締結し、理事会の議決を得たときに当該契約を本契約とみなすものとする。
- (2) 本工事の仮契約締結の日以降、当該仮契約が本契約として効力を生ずるまでの間に、落札者として決定された仮契約の相手方が、次のいずれかに該当することとなったときは、本法人は、当該仮契約を解除することができるものとする。この場合において、本法人は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
 - ア 不正又は不誠実な行為があったことが明らかになり、契約の相手方として不適当であると認められるとき。
 - イ 契約の履行が困難と認められる事由が生じたとき。

20 問い合わせ先

〒899-6303 鹿児島県霧島市横川町中ノ5645番地1
社会福祉法人希望ヶ丘福祉会（担当者：花田、井之上）
電話 0995-72-1010
FAX 0995-72-1088

21 設計図書等の閲覧及び質疑応答に関する問い合わせ先

〒890-0056 鹿児島市下荒田二丁目32-1
株式会社Dai建築DESIGN（担当者：松葉瀬）
電話 099-821-2008
FAX 099-821-2009
電子メールアドレス tadao-matubase@bell.ocn.ne.jp